

## 2023 年度「日中植林・植樹国際連帯事業」による助成事業 事前説明会等 質疑応答記録

2023 年 7 月 13 日(木)に実施した事前説明会の質疑応答の記録及び公示後に個別に問い合わせのあった主な質問に対する回答です。当日の回答に詳細を追記している箇所もありますので、必ずご確認ください。

### <中国・第三国 共通>

#### ◆助成申請書類

Q. 助成申請書 様式 1-1 に記載する内容について、「植林の内容」の項目には、どの程度具体的に記載すればよいですか。例えば、植穴の規格（直径や深さ）まで、記入する必要がありますか。

A. 助成申請書には、公示資料の「記入例」を参考に、具体的な数値を付しつつ、できるだけ詳細な内容を記載してください。植付方法であれば植穴の規格の他、植栽間隔（苗間・列間、ヘクタール当たりの本数）など、審査をする上で必要な情報が記載されていない場合、予備審査にて聞き取りをさせていただくことを予めご了承ください。

#### ◆助成対象経費

Q. 苗木生産について、植林のための苗木生産を計画する場合、種子を入手してから育苗し植林に適した大きさに成長するまでには 1 年以上の年月を要するため、苗木購入にて植林を実施することと並行して苗木生産を行うことを、ひとつの事業として計画しても問題ないでしょうか。

A. 本助成事業は、助成実施規程第 2 条 (3) に定めるとおり、原則として、助成の決定通知後 1 年以内で完了できる事業を助成対象としているため、苗木生産のみの事業は対象となりません。しかし、ご質問のとおり、苗木購入にて植林を実施するのと並行して苗木生産を行う（事業実施期間後に補植などに使用する苗木の生産を含む）事業であれば申請は可能です。

Q. 技術者派遣経費について、「宿泊費」は実費でしょうか。団体内の規約に基づいた定額で申請してもよいでしょうか。

A. 本助成金については、領収書等の証拠書類に基づく「実費精算」となります。

Q. 技術者派遣経費について、謝金の他に日当も助成対象となりますか。

A. 技術者派遣経費の助成対象項目は、募集案内 12 ページの別表「助成の対象とする経費」● 技術者派遣経費に記載のとおり、「謝金」、「交通費」及び「宿泊費」となり、日当は助成対象外です。

<第三国のみ>

◆助成対象経費

- Q. 募集案内 10 ページ別表「助成の対象とする経費」●植林活動に係る経費⑤基盤整備費の「苗畑整備」で対象となる経費「苗畑及び付帯する仮設工作物の作設費」とは、どの程度の設備を指しているのか、また、助成対象とならないような過度な施設について、具体例を挙げて教えていただくことは可能でしょうか。また、募集案内 10 ページ別表「助成の対象とする経費」●植林活動に係る経費⑤基盤整備費の「灌水施設整備」で対象となる経費「苗木、植栽木のための灌水施設の作設費」について、苗畑に設置する灌水施設を想定していますが、上記質問と同様に、助成対象となる施設の具体例を教えてください。
- A. 苗畑と、それに付帯する仮設工作物及び灌水施設いずれについても、助成対象となるか否かは、生産・作設の目的や必要性を含め、事業の全体計画と併せ審査委員会による審査にて総合的に判断されます。その判断は事業ごとに異なるため、一概にはお答えしかねますが、その上で過去に助成対象として認められた設備としては、植栽面積 35 ヘクタール程の植林計画に対し、2,000 本程度の苗木の育苗ができる苗圃（小石、セメント、ベニヤ板、遮光ネット等を使用して作成したもの）があります。
- Q. 苗床及び植林箇所における周辺土壌の改良に向けた取り組みとして、堆肥づくりを計画していますが、その堆肥を生産するために必要な堆肥槽の設置は助成対象になりますか。助成対象となる場合は、堆肥槽の作設費は、募集案内 10 ページ別表「助成の対象とする経費」●植林活動に係る経費⑤基盤整備費の「その他基盤整備に必要な経費」、生産する堆肥の原材料・資材についての費用は募集案内 10 ページ別表「助成の対象とする経費」●植林活動に係る経費④機材・資材調達費の「肥料・薬剤および土壌改良剤」にて計上してよいでしょうか。
- A. 堆肥槽の作設費は募集案内 10 ページ別表「助成の対象とする経費」●植林活動に係る経費⑤基盤整備費の「その他基盤整備に必要な経費」、生産する堆肥の原材料・資材についての費用は募集案内 10 ページ別表「助成の対象とする経費」●植林活動に係る経費④機材・資材調達費の「肥料・薬剤および土壌改良剤」に計上することで問題ございません。ただし、堆肥槽の設置については、設置の必要性を含め、事業の全体計画と併せ審査委員会による審査にて総合的に判断されるため、審査前に申請事業における助成対象となるかはお答えいたしかねます。
- Q. 事業が 3 ヶ年計画の場合、毎年、植林活動に加えて、苗畑整備と併せ、灌水施設整備を計画しても問題ないでしょうか。
- A. 複数年次にわたる事業を計画する場合でも、年次ごとに苗畑整備・灌水施設整備を計画し申請いただくことは可能です。

以上